

# タンチョウも住めるまちづくり ログマーク 募集要項

## 1. 募集の趣旨

長沼町は「舞鶴」という地名が残っているように、かつてツルの生息地となっていました。開拓等の影響によりツルは姿を消してしまいました。しかし、近年、治水施設である舞鶴遊水地（H27 年供用開始）周辺にタンチョウが飛来するようになり、これらをきっかけに、長沼町では「タンチョウも住めるまちづくり」に向け、多様な主体と連携しながら、タンチョウをシンボルとした地域振興の取組の具体化を目指しています。

こうした「タンチョウも住めるまちづくり」の取組の普及啓発及び、取組へ親しみを持ってもらうことを目的に、「タンチョウも住めるまちづくり」を象徴するログマークを募集いたします。

## 2. 募集内容

①「タンチョウも住めるまちづくり」をイメージさせる親しみやすいデザイン

※タンチョウも住めるまちづくりの概要については、別添「長沼町『タンチョウも住めるまちづくり』ってなんだ!？」をご覧ください。

②ポスター、パンフレット、ホームページ、各種グッズなど広範囲に利用可能なもの

## 3. 応募期間

平成 30 年 7 月 2 日（月）から平成 30 年 8 月 3 日（金）

※郵送の場合は、必着とします。

## 4. 応募条件

①取組の趣旨に賛同いただける方であれば、個人・団体、プロ・アマを問わず、どなたでも応募可能です。

②応募作品は、1 応募者につき 3 点までとします。

③シンボルマーク（図案）のみの応募とするため、ロゴタイプ（文字）は除きます。

## 5. 応募方法

電子メール、郵送、持参にてご応募ください。

※作品はカラー、モノクロともに応募可能です。ただし、カラー作品は用途によりモノクロで使用する場合があります。

※作品提出にかかる費用は全て応募者の負担とします。

※手書き、電子データ等、作画の方法は問いません。

①電子メールの場合

・所定の応募用紙に必要事項を記載し、作画データ（5MB 以内／JPEG 形式または PDF 形

式)を添付してお送りください。

- ・電子メールの件名は「タンチョウ ロゴ応募」と記載してください。
- ・選定の際は、送付されたデータを一般コピー用紙に印刷して審査します。

## ②郵送・持参の場合

所定の応募用紙に必要事項を記載し、応募作品と併せて長沼町政策推進課宛にお送りください。持参の場合は、長沼町役場2階 政策推進課へご提出ください。

※郵送・持参の場合に、応募作品をデータでご提出いただくことも可能です。その場合は、作品を5MB以内/JPEG形式またはPDF形式のデータにし、記憶媒体(CD, DVD等)に入れてご提出ください。なお、ご提出いただいた記憶媒体は返却しません。

## 6. 選定方法

タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 地域づくり専門部会において、候補を数点に絞った後、投票により選定します。

また、結果は、本人に直接通知するとともに、関係機関のHP等で公表、報道機関へ情報提供します。

## 7. 表彰・副賞

①最優秀賞：1点/タンチョウも住めるまちづくりのロゴマーク等として広く使用  
副賞として賞状と現金1万円と長沼町の特産品2万円相当を贈呈

②優秀賞：数点

副賞として賞状と長沼町の特産品1万円相当を贈呈

## 8. 注意事項

- ・応募作品は返却しません。
- ・タンチョウも住めるまちづくりのロゴマークとして、適当なものがない場合は、「最優秀作品・優秀作品該当なし」とする場合があります。
- ・応募状況によっては、投票を実施しない場合があります。
- ・最優秀作品は、タンチョウも住めるまちづくりに関連するホームページ、チラシ、イベント等の広報活動や取組を促進するための各種グッズ等に幅広く使用します。
- ・最優秀作品の使用に当たり、多少の変更・切除・その他の改変などをする場合があります。
- ・最優秀賞の受賞者は、作品の受賞と同時に、長沼町に対し、当該作品(デザイン画、作品の説明、その他著作権上と契約締結前に創作された当該作品に関する全てを含む)の著作権(著作権法第27条、第28条を含む一切の権利)を無償で譲渡するものとし、当該作品の著作権及び商標権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利は長沼町に属するものとし、

- ・ 最優秀賞の受賞者は、長沼町及びその指定する者が当該作品を使用するにあたって、著作権者人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・ 最優秀賞の受賞者は、商標・意匠への出願・登録が行われる可能性があることへ了承したものとします。
- ・ 全ての応募作品について、長沼町は広報・記録を目的とした印刷物・web・展示会等に無償でこれを使用できるものとします。
- ・ 作品は、当該応募者自らが創作したオリジナル作品であって、すでに発表されているものと同一または類似でないこと、及び第三者の著作権、商標権、意匠権、その他の知的財産権等の一切の権利を侵害するものではないことを確約したものとします。
- ・ 第三者から権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、応募者は個人の責任において解決を図るものとし、長沼町は一切の責任を負いません。
- ・ 場合によって、最優秀賞・優秀賞を発表した後でも、受賞を取り消すことがあります。
- ・ このほか、募集要項に記載がない事項については、タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 地域づくり専門部会の判断により決定します。

## 9. 個人情報の取扱い

応募作品にかかる個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計、公表以外の目的では使用しません。なお、最優秀賞受賞者の氏名と住所（市区町村名）については、受賞者と協議の上、公表することとします。

## 10. 応募作品送付・問い合わせ先

### ①送付先（郵送、電子メール）

郵送                   〒069-1392  
                           北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号  
                           長沼町 政策推進課  
                           タンチョウも住めるまちづくり ロゴマーク公募担当

電子メール   seisakusuishinka@ad.maoi-net.jp

※持参の場合は、長沼町役場2階 政策推進課へご提出ください。

### ②問い合わせ先

長沼町政策推進課 0123-76-8015（直通）  
 長沼町HP <http://www.maoi-net.jp/>

主催：長沼町、タンチョウも住めるまちづくり検討協議会 地域づくり専門部会

協賛：長沼町観光協会、長沼町商工会、ながぬま農業協同組合 ※五十音順